上富良野町 分別収集計画書 (容器包装廃棄物)

令和4年6月

北海道上富良野町

上富良野町分別収集計画

令和4年6月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。 そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、活動していくことが重要です。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の中心を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示します。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用による循環型社会の形成を図るものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・循環型社会づくりの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位:ドン)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	20. 5	20. 1	19.8	19. 5	19. 3
アルミ製容器	28. 5	28. 0	27. 5	27. 1	26. 8
無色のガラス製容器	32. 1	31. 5	31. 1	30.6	30. 2

茶色のガラス製容器	31. 3	30. 7	30. 3	29.8	29. 4
その他の色のガラス製容器	16. 6	16. 3	16. 1	15.8	15. 6
飲料用紙製容器包装	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1
段ボール	93.8	92. 1	90. 7	89.3	88. 2
ペットボトル	38. 1	37. 4	36. 9	36. 3	35.8
その他のプラスチック製容器包装	49. 9	49. 0	48. 2	47. 5	46. 9
容器包装廃棄物合計	311.8	306. 3	301. 7	297. 0	293. 2

[※]排出量の見込みに用いた算出表は別紙のとおり。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項 第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

教育活動の充実

ごみ処理施設見学会の実施や、副読本による教育活動を通じ、ごみに関する知識を深め、排出抑制意欲の醸成を図ります。

啓発活動の充実

地域におけるごみ処理施設見学会の実施、ごみに関する説明会等の開催等を通じ、ご みの排出・処理状況、処理経費等についての認識を深めてもらうことにより排出抑制 意識の向上を図っていくとともに、町広報、防災行政無線も有効に活用し、啓発・情 報提供に努めます。

また、ごみの出し方・分別方法に関するチラシ、ごみ排出カレンダーを全戸配布し、 リサイクル意識の向上を図り、資源物の一般ごみへの混入を抑制します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量及び処理施設の状況を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の 種類を下表左欄のように定めます。

また、町民の協力度、町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他のガラス製容器	空きビン
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てん するためのもの(原材料としてアルミニウムが利 用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレテレフタレート(PET)製の 容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするた めのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上 記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (第8条第2項第4号)

(単位: ゚ン)

	令和 5	5年度	令和(6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製 の容器	20.5		20.1		19.8		19.5		19.3	
主としてアルミ製の 容器	28	.5	28.0		27.5		27.1		26.8	
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
無 女 の おこっ 制 宏 明	32	.1	31	5	31	.1	30	0.6	30	.2
無色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	32.1		31.5		31.1		30.6		30.2	
	(合計)		(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
サムのガニッ制な叩	31	.3	30.7		30	0.3	29.8		29.4	
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	31.3		30.7		30.3		29.8		29.4	
	(合	計)	(合計		(合計)		(合	計)	(合	計)
その他のガラス製容	の他のガラス製容 16.6 16.3 16.3		5.1	15	5.8	15.6				
器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	16.6		16.3		16.1		15.8		15.6	

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1.1		.1 1.1		1.1		1.1		1.1	
主として段ボール製 の容器	93	3.8	92.1		90.7		89.3		88.2	
主として紙製の容器	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
包装であって上記 以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてポリエチレ テレフタレート(PET) 製の容器であって	38	計) 3.1		計) 7.4		計) 3.9	, –	計) 3.3	,	計) 5.8
飲料又はしょうゆそ の他主務大臣が定 める商品を充てんす るためのもの		(独自処理量)	(引渡量) 37.4	(独自処理量)	(引渡量) 36.9	(独自処理量)	(引渡量) 36.3	(独自処理量)	(引渡量) 35.8	(独自処理量)
主としてプラスチック	` -	計)).9	, ,	計) 9.0		計) 3.2	, –	計) 7.5		計) 5.9
製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡量) 49.9	(独自処理量)	(引渡量) 49.0	(独自処理量)	(引渡量) 48.2	(独自処理量)	(引渡量) 47.5	(独自処理量)	(引渡量) 46.9	(独自処理量)
(うち白色	(合計)		(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)	
トレイ)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 令和元年度から令和3年度の収集実績の平均×人口変動率 (※算出表は別紙のとおり)

また、人口変動率は、直近3か年の人口推計数値より算出し、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10,030人	9,880人	9,730人	9,580人	9,430人
(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)
▲ 1.6%	▲ 1.5%	▲ 1.5%	▲ 1.5%	▲ 1.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用し、その実施主体は以下の表に示すとおりとします。

表 6-1 分別収集の実施主体

	な 0.1 カガル来ック旭工作								
名	学器包装廃棄物の 種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階					
金	スチール製容器	空き缶	上富良野町による指定日回収	上富良野町					
属	アルミ製容器	Т.С. Ш	ZHKA NICK SIRK FERK	工田区為門					
	無色のガラス製容器								
ガラス	茶色のガラス製容器	空きびん	 上富良野町による指定日回収 	上富良野町					
	その他の ガラス製容器								
紙	飲料用紙製容器包装	紙パック	上富良野町による指定日回収	上富良野町					
類	段ボール	段ボール	上富良野町による指定日回収	上富良野町					
プラスチ	ペットボトル	ペットボトル	上富良野町による指定日回収	上富良野町					
スチック	その他プラスチ ック製容器包装	プラスチック類	上富良野町による指定日回収	中富良野町					

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (第8条第2項第6号)

その他プラスチック製容器包装については、富良野生活圏資源回収センター(中富良野町)、その他のものについては当町のクリーンセンターにおいて選別、圧縮、保管するものとします。

表 7-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様 (形状、形式、能力、数量等)				
排出	集積場所	ごみステーション利用				
/- #- V7 48		パッカー車利用				
収集・運搬	収集車両	2 t 平ボディ車利用				
	上富良野町クリーンセンター					
選別・保管	富良野生活圏資源回収センター					
	(中富良野町)					

表 7-2 分別収集の用に供する施設

			**	
分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	指定袋	2 t	上富良野町 クリーンセンター
アルミ製容器	1. C H	JAKLAX	平ボディ車	(選別、圧縮、保管)
無色のガラス製容器				上富良野町
茶色のガラス製容器	空きびん	専用コンテナ	2 t 平ボディ車	エ
その他のガラス製容器				(1233)
飲料用紙製容器包装	紙パック	紐で束ねる	2 t 平ボディ車	上富良野町 クリーンセンター (保管)
段ボール	段ボール	紐で束ねる	2 t 平ボディ車	上富良野町 クリーンセンター (保管)
ペットボトル	ペットボトル	専用網袋	2 t 平ボディ車	上富良野町 クリーンセンター (選別、圧縮、保管)
その他プラスチ ック製容器包装	プラスチック類	指定袋	パッカー車	富良野生活圏 資源回収センター (選別、圧縮、保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

町の指針となる「第6次上富良野町総合計画」をはじめ、「上富良野町一般廃棄物処理 基本計画」「富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」などの各基本計画に基づき、 町民や事業者の意見・要望を反映しつつ、容器包装廃棄物の分別収集、リサイクルの推進、 ごみの減量化に取り組んでいくこととします。